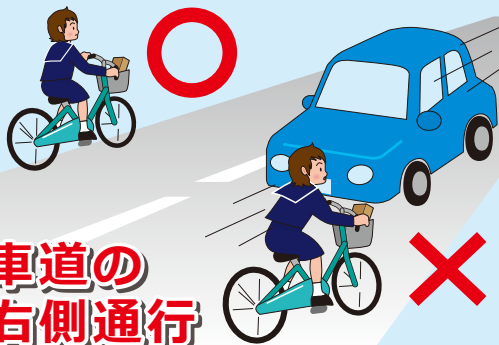


自転車は、道路交通法上「軽車両」であり、自動車やバイクと同じく「車両」と規定されています。

自転車は車道の左側を通行します。(道路交通法で定められています)



### 車道の右側通行

罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

次の場合は、自転車で歩道を通行することができます。

- ①歩道通行可を示す標識や標示があるとき
- ②・13歳未満の子ども  
・70歳以上の高齢者  
・法令で定める身体障害者
- ③車道を安全に通行することができないとき  
道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いときなど

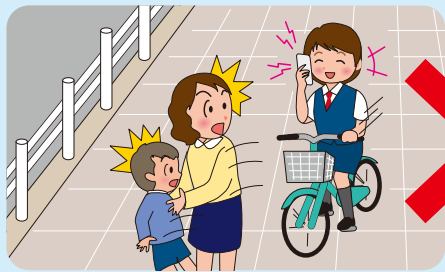


「歩道通行可」を示す標識(左)、道路標示(右)

歩道を通行できる場合でも、守るべき交通ルールがあります。

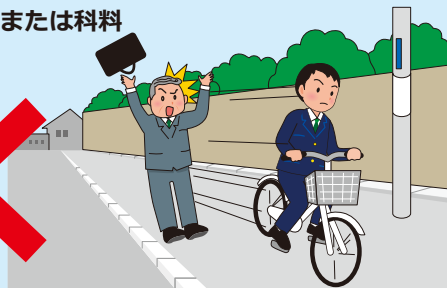
### 歩行者の妨害

罰則 2万円以下の罰金または料料



歩行者の通行を妨げてはいけません。

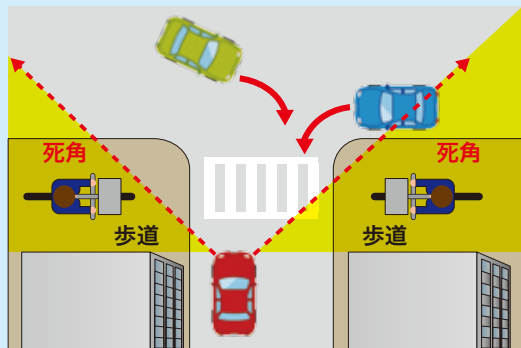
### 歩道の高速走行



歩道では「徐行」が原則です。

### 右左折の車に注意!

歩道を通行する自転車に気付かず右左折してくる場合があります。必ず前後左右を確認してから横断しましょう。



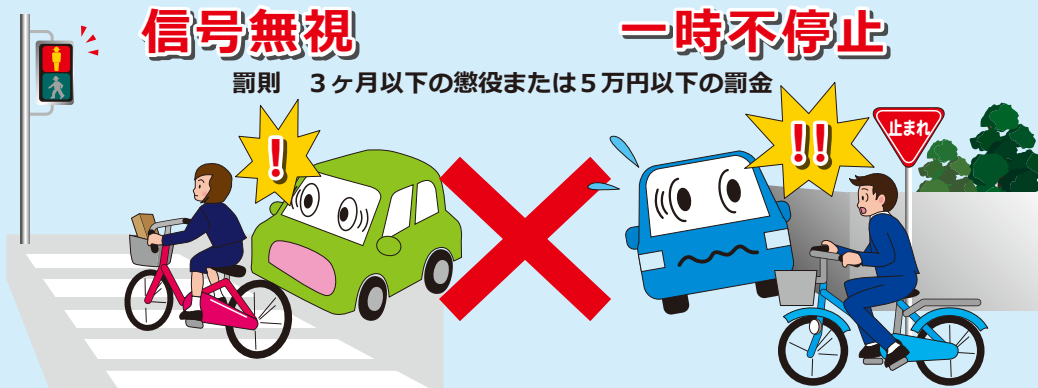
### 歩道の切れ目に注意!

歩道を通行するときは、脇道から出てくる車や駐車場に出入りする車に注意しましょう。歩道が切れているところは要注意です。

交差点では特に慎重に運転しましょう。

### 信号無視

罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金



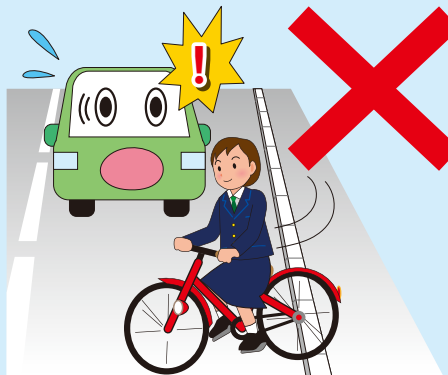
車が来ないからといって信号を無視してはいけません。

一時停止の標識がある交差点では停止線の直前で必ず止まらなければいけません。

進路変更するときは必ず周りの安全を確認しましょう。

### 急な進路変更

罰則 5万円以下の罰金



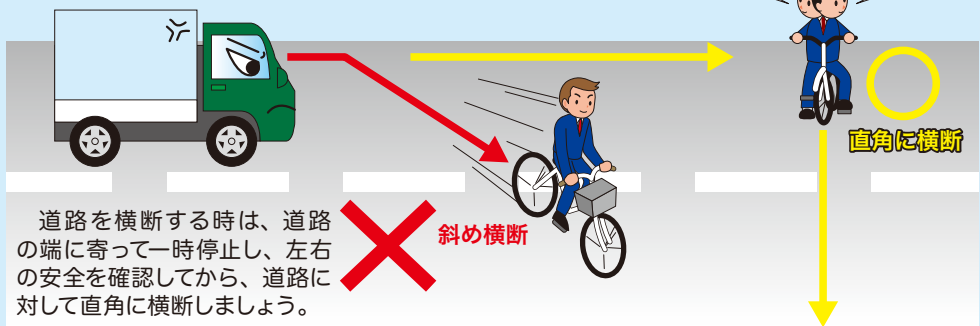
急に進路を変更すると、後ろの車に急ブレーキや急ハンドルを強いることになり、対向車線に飛び出すなどして、車や歩行者を巻き込んだ事故が起きかねません。

また、歩道から車道への急な乗り入れもとても危険です。

まずは後方など、周りの安全を確認してから、慎重に進路を変更しましょう。

### 道路横断時は後方からの車に注意!

一時停止 左右確認



道路を横断する時は、道路の端に寄って一時停止し、左右の安全を確認してから、道路に対して直角に横断しましょう。

斜め横断

直角に横断